

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 5 月 2 日 (月) 第3208号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 4
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 4
- 歳入の収納事務の委託 (3 件) (建築課取扱い) 4
- 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

公 告

- 平成28年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱い) 5
- 平成28年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施公告 (自然保護課取扱い) 7
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (3 件) (商工政策課取扱い) 10
- 中甌地区特定漁港漁場整備事業計画の公表 (漁港漁場課取扱い) 11
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表 (会計課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第493号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字石橋原939番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第494号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡徳之島町井之川字目亀855番，860番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び徳之島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出水市上大川内字塩鶴2827番165
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第496号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
盛満 人之	社会医療法人義順顕彰会田上病院	西之表市西之表7463	脳神経外科	平成28年 4月22日

鹿児島県告示第497号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会	鹿児島市武岡五丁目51番10号	社会福祉法人恩賜財団済生会訪問看護ステーションせんだい	薩摩川内市原田町2番46号	平成28年5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，両根占土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 湊原 初男 肝属郡南大隅町根占川北403番地ロ
 理事 福元 祐義 肝属郡南大隅町根占川北3589番地
 理事 前原 和雄 肝属郡南大隅町根占川北5520番地
 理事 富田 良成 肝属郡南大隅町根占川南5459番地
 理事 徳留 徳次 肝属郡南大隅町根占川南1131番地
 理事 武田栄一郎 肝属郡南大隅町根占山本4802番地
 理事 福山 正二 肝属郡錦江町城元31番地12
 理事 牧原 正信 肝属郡錦江町馬場275番地1
 理事 小田 勇一 肝属郡錦江町城元428番地
 監事 下園 藤雄 肝属郡南大隅町根占辺田4017番地
 監事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北3837番地
 監事 福岡 利秋 肝属郡錦江町城元2019番地2

(任期 平成28年4月11日から平成32年4月10日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 湊原 初男 肝属郡南大隅町根占川北403番地ロ
 理事 福元 祐義 肝属郡南大隅町根占川北3589番地
 理事 前原 和雄 肝属郡南大隅町根占川北5520番地
 理事 富田 良成 肝属郡南大隅町根占川南5459番地
 理事 大久保政伸 肝属郡南大隅町根占川南1634番地1
 理事 武田栄一郎 肝属郡南大隅町根占山本4802番地
 理事 牧原 正信 肝属郡錦江町馬場275番地1
 理事 小田 勇一 肝属郡錦江町城元428番地
 監事 下園 藤雄 肝属郡南大隅町根占辺田4017番地
 監事 淵之上義文 肝属郡南大隅町根占川北4860番地
 監事 福岡 利秋 肝属郡錦江町城元2019番地2

鹿児島県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，出水平野土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成28年5月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

理事 堤田 英治 出水市下知識町213番地
(任期 平成28年 3 月23日から平成31年 3 月31日まで)

鹿児島県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営農村振興総合整備末吉地区深川西換地区の換地計画に係る換地処分を，平成28年 4 月13日に行った。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成27年 4 月10日鹿児島県告示第384号で告示した基本測量の実施は，平成28年 3 月31日終了した旨の通知があった。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第502号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町16番228号
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 3 委託期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

鹿児島県告示第503号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島市以外（離島を除く。）に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市平之町 8 番29号
南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業
- 3 委託期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

鹿児島県告示第504号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料

- 2 委託の相手方
大島郡与論町茶花32番地 1
与論町
- 3 委託期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

鹿児島県告示第505号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成28年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 西洋一（公認会計士）
住所 鹿児島市紫原一丁目14番 4 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

大隅地域振興局告示第 8 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 5 月 2 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイともだち	曾於市末吉町諏訪方1591番地 2	社会福祉法人笠木福祉会	曾於市大隅町中之内4674番地 2	中根 賢明	平成28年 3 月 1 日	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
えすべらんさ	鹿屋市笠野原町 23番10－ 1 号	一般社団法人おのおすみ笑顔のわ	鹿屋市笠野原町 23番10－ 1 号	橋元 直也	平成28年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス
こども発達支援センターめぶき園	肝属郡肝付町富山1682番地 1	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501番地	野村 碩夫	平成28年 4 月 1 日	保育所等訪問支援

公 告

平成28年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	平成28年7月24日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
徳之島町役場（大島郡徳之島町亀津7203番地）		

(2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成28年8月21日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

(3) 第3回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成29年1月29日（日）	午前9時

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

3 受験手続

- (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受領した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 82円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

平成28年6月13日（月）から同年7月8日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

平成28年7月11日（月）から同年8月5日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

平成28年12月12日（月）から平成29年1月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受領し、受験資格があると認められた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

平成28年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」と

いう。) 第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	平成28年 7 月 5 日（火）	午前 9 時
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成28年 7 月12日（火）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	平成28年 7 月10日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）	平成28年 7 月31日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	平成28年 7 月29日（金）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	平成28年 8 月 7 日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	平成28年 7 月 8 日（金）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	平成28年 8 月 7 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	平成28年 7 月 3 日（日）	
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）	平成28年 8 月 3 日（水）	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	平成28年 7 月 3 日（日）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	平成28年 7 月 5 日（火）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）	平成28年 7 月10日（日）	
徳之島町役場（大島郡徳之島町亀津7203番地）	平成28年 7 月12日（火）	

(2) 第2回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成28年 9 月 4 日（日）	午前 9 時

2 対象者等

(1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、平成28年 9 月14日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

(2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

(3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(ア)から(イ)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(ア) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(イ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ウ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。）

カ 82円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

平成28年5月9日（月）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

平成28年7月25日（月）から同年8月26日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合限り受け付ける。

(3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許状と引換えに、新たな狩猟免許状を後日交付する。

- (4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課(電話099-286-2111内線2616)、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会(電話099-222-9449)、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年5月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成28年5月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿児島ショッピングプラザ
鹿児島市鴨池二丁目26番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年11月12日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年5月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成28年5月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン鹿児島谷山店
鹿児島市南栄五丁目10番51号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年11月12日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年11月12日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
工事中において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
利用者にわかりやすいよう、駐輪場の案内表示等を行うこと。
 - (3) その他
所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を取得させるよう努めること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により奄美市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年5月2日から1月間、

鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
プラザ大島店
奄美市名瀬小浜町2245番地 2 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年11月12日
 - (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年11月12日
- 3 意見の概要
特に無し。

.....
中甑地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、中甑地区特定漁港漁場整備事業計画（平成25年 4 月 5 日鹿児島県公報第2895号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

.....
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成 8 年 7 月 5 日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）8の規定により、平成27年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成28年 5 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

政府調達に係る苦情の受付件数 なし